

“ECO” + Sightseeing = “KYOTO” 世界に広がる KYOTO

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

「DO YOU KYOTO?」この言葉、皆様御存じでしょうか。これは京都議定書にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしていますか?」という意味の合言葉です。実は、“KYOTO”は都市だけでなく、世界のエコの合言葉なのです。

本年5月、京都議定書誕生の地、京都においてIPCC総会が開催されました。同総会ではパリ協定実行に不可欠なIPCC京都ガイドラインが採択され、これに合わせて、日本の自治体で初めて「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明し、環境大臣を始めとする各界の関係者とともに、「1.5℃を目指す京都アピール」を世界に発信しました。

皆様御承知のとおり、京都には、春は桜、秋は紅葉といった四季折々の風情ある景色を楽しめる様々な観光名所があり、日本三大祭りの一つである祇園祭に加え、葵祭、時代祭やお盆の精霊送り行事として室町時代から広まった「五山の送り火」がこれらに彩を添えます。さらに、西陣織、京友禅などの伝統産業が守り伝えられる一方、京都大学iPS細胞研究所に代表されるように、歴史・伝統・最先端科学技術が集積・融合している魅力あふれる都市として、日々、進化しています。

また、観光面では観光客数が、2018年に6年連続5,000万人を超え、「観光立国、日本」を牽引する都市となる一方、観光客数の増加に伴う影響も懸念されています。例えば、夜間早朝の飲食店等で騒ぐ観光客、宿泊施設の増加に伴う解体・建設工事の騒音、観光客によるゴミ捨て問題等、住環境への影響が心配されているところです。



五山の送り火

公害苦情相談については、京都市北部及び南部環境共生センターの2箇所と環境指導課が協力して対応しています。両センターには計34名の職員が在籍し、公害苦情相談だけでなく、公害関係法令に基づく各種届出等の受理及び工場・事業場への立入調査、事業者への指導等を行っています。また、環境指導課には17名の職員が在籍しており、環境規制担当、環境調査担当、環境安全担当に分かれています。そのなかで、環境規制担当5名が騒音・振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁等の各種届出審査、公害苦情の統計処理等を行っています。

京都市の公害苦情件数は、近年、徐々にではありますが、減少傾向が見られます。典型7公害においては、苦情件数では「騒音」、「大気汚染」、「悪臭」が3大公害となっており、ここ数年はこれら3大公害で全体の86.0%を占めています。3大公害の傾向としては、大気汚染の苦情件数は横ばい、悪臭の苦情件数が減少傾向にある一方で、騒音の苦情件数は増加傾向が見られます。

具体的には、平成 30 年度の苦情件数は 534 件で、公害の種類別にみると、騒音（261 件）が最も多く、全体の 48.9%を占めます。次いで、大気汚染（119 件）、悪臭（79 件）、水質汚濁（53 件）、振動（19 件）の順となっています。苦情件数としては平成 20 年度までは悪臭の苦情が最も多かったものの、平成 21 年度以降は騒音の苦情が最も多くなっています。特に、騒音及び大気汚染の苦情の中でも、工事・建設作業に伴う苦情が増加しており、9 年前と比較すると倍増しています。

行政への申立ての手段としては SNS やインターネットが普及している背景もあり、メールでの問い合わせが増えています。京都市では、市民からの意見を広く聴く「市長への手紙」制度や、メールや電話により年中無休で相談できる、「京都いつでもコール」といったサービスがあり、これらの手段を用いて公害苦情を気軽に相談できる環境を整えています。気軽に相談できる反面、最近では京都市に対しても匿名を希望する申立者が増加しており、発生源の詳細情報が少ないため、十分な調査ができず、結果として申立者の納得が得られないケースも増えていると考えられます。

観光地での公害苦情の例としては、清水寺周辺を訪れていた匿名の観光客から電話で、「建物の解体工事が行われており、その埃が京都市の景観に似合っていない」という申立てがありました。これに対しては、工事現場を特定し、指導した結果、事業者から水撒き等の対策を心がけるとの確約を得ました。

また、観光客数の増加に伴う相談の例としては、「隣地にオープン予定のホテルの空調の室外機が近隣住宅横に設置され、騒音で困る可能性がある。また、どのような宿泊者が不安だ。」というものがありません。この問題については、近隣住民とホテルの協議の結果、1 階にある室外機を屋上に移設することで合意し、宿泊客の話し声やモラルの問題、敷地境界の壁の位置、防犯上の問題等、

住民との話し合いもホテル側と進めるという形で解決しました。これは、行政が間に入ることで、地域住民と事業者の話し合いをスムーズに解決した例と言えます。

このほか、外国人観光客の増加に伴い、日本人の常識では考えられない行動が近隣住民に迷惑をかけている例もあります。

苦情対応では、相談方法が多様化すればするほど、相手の表情や口調等、対面でのコミュニケーションの重要性を痛感するとともに、相手がどのような回答を望んでいるのか、回答手段は何が最も適切なのか、実効性のある対応ができているのか、職員も自問自答する日々です。過去の慣習にとらわれず、ますます時代に応じた行政の柔軟な対応が求められています。

規制基準のない申立てにも苦慮しており、行政が介入できること、できないことを明確に区別することも求められています。日々の業務の中で、法律の根拠に基づき、市民の皆様へ納得していただける解決策はないかと考え、行政の立場を忘れることなく、申立者にも寄り添いながら、公害苦情の解決を目指し、努力しています。

京都市では、京都議定書誕生の地としての責任を果たすため、京都市地球温暖化対策条例で毎月 16 日を「DO YOU KYOTO?デー」（環境に良いことをする日）と定めています。この日には、市内全域で通勤等にマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」、屋外照明の消灯を推進する「ライトダウン」等の取組を、市民や事業者と一緒に実施しています。皆がより良い環境づくりに向け、「KYOTO (ECO)」が日本中に、いや、世界中に広がり、公害がなくなるよう、ひいては持続可能社会の構築に貢献することが、いま、私たちに問われているのではないのでしょうか。

もう覚えましたよね? 「DO YOU KYOTO?」